

特定施設の設置者等に係る水質測定義務に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次の各号に関し必要な事項を定め、公共下水道の維持管理が適正に行われることを目的とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第12条の12及び浜松市下水道条例（昭和37年条例第21号。以下「条例」という。）第11条の5に規定する水質測定義務の履行に対する指導
- (2) 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号。以下「省令」という。）第15条第2号ただし書きに規定する測定回数
- (3) 法第39条の2及び条例第11条の6に規定する報告の徴収

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監視対象事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場及び条例第11条の2第1項に規定する除害施設を設置した事業場のうち、公共下水道に排除される下水にかかる水質を監視する必要があると認められたものをいう。
- (2) 監視対象事業者 監視対象事業場を設置している者をいう。
- (3) 監視項目 監視対象事業場から公共下水道に排除される下水の量及び使用原材料等から監視する必要があると認められた水質項目をいう。
- (4) 下水排除基準 法第12条の2、条例第11条及び条例第11条の2に定める公共下水道に排除される下水の水質の基準をいう。

(水質測定指導)

第3条 浜松市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、監視対象事業者に対して水質測定の指導を行うものとする。

(監視項目及び測定回数)

第4条 監視項目及び測定回数は、原則として、別表に定めるとおりとする。

2 監視項目は、次の各号に掲げる事項を考慮して決定するものとする。

- (1) 使用原材料、使用薬品、その使用方法等から公共下水道に排除されるおそれのある水質項目
- (2) 排水量により下水排除基準が適用される水質項目
- (3) その他必要と認められる水質項目

(水質測定方法等)

第5条 水質測定方法は、省令第15条第1号の規定を準用する。

2 試料の採取方法は、同条第3号及び第4号の規定を準用する。この場合において、第4号中「公共下水道又は流域下水道による影響の及ばない地点」とあるのは、「他の排水による影響の及ばない地点」と読み替えるものとする。

3 水質測定の結果は、様式第1による水質測定記録表により記録し、その記録を5年間保存すること。

(水質測定結果報告)

第6条 監視対象事業者は、水質測定結果が下水排除基準に適合しなかった場合は、速やかに管理者にその結果を報告しなければならない。

(報告の徴収)

第7条 管理者は、必要に応じて、監視対象事業者から、事業場等の状況、除害施設又は下水の水質について報告を徴することができる。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月5日から施行する。

様式第1（第5条関係）

水質測定記録表

年 月分

事業場名 :				採水場所 :							
担当者名 :				連絡先 :							
採水日時 日曜時刻	排水量 (m ³ /日)	採水者	測定者	測定項目 (mg/L)						備考 (特定施設・処理施設の状況)	
				pH	水温	n-Hex					
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											

備考	
単位 : mg/L (pHは無単位 水温は°C タイキシ類はpg-TEQ/L)	

※5年間保存

別 表 (第4条関係)

分類	監 視 項 目	測 定 の 回 数
1	カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機燐化合物 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 ポリ塩化ビフェニル セレン及びその化合物 ほう素及びその化合物 ふつ素及びその化合物 チウラム シマジン チオベンカルブ 1,4-ジオキサン	1か月につき1回以上
2	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロエチレン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロパン ベンゼン	2か月につき1回以上
3	フェノール類 溶解性鉄及びその化合物 溶解性マンガン及びその化合物	1日当りの平均的な排出量が 50m ³ 以上：1か月に1回以上
4	銅及びその化合物 亜鉛及びその化合物 クロム及びその化合物 沃素消費量	1日当りの平均的な排出量が 50m ³ 以上：1か月に1回以上 50m ³ 未満：2か月に1回以上
5	ダイオキシン類	1年につき1回以上
6	温度 水素イオン濃度 (pH)	1日につき1回以上
7	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 生物学的酸素要求量 (BOD) 浮遊物質量 (SS) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類) 窒素含有量※ 燐含有量※	1日当りの平均的な排出量が 50m ³ 以上：2か月に1回以上

※印の項目は、浜名湖水域に立地する終末処理場に下水を排出する事業場に適用する。